

伊丹市立文化会館等の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により伊丹市立文化会館、伊丹市立演劇ホール、伊丹市立音楽ホールの指定管理者を下記のとおり指定するので、同条第6項の規定により、議会の議決を求める。

記

1 指定するもの

住 所 伊丹市宮ノ前1丁目1番3号 伊丹市立文化会館内
名 称 公益財団法人いたみ文化・スポーツ財団
代表者 理事長 二宮 叔枝

2 指定期間

令和4年4月1日から令和7年3月31日まで

令和3年12月2日提出

伊丹市長 藤 原 保 幸

(参考)

団体の概要

1 設立日

平成4年2月12日

2 資産の総額

444, 148, 014円

3 構成員

評議員数 12名

役員数 14名（理事12名，監事2名）

職員数 151名（臨時職員86名含む）

4 目的

伊丹市における芸術・文化，生涯学習及びスポーツの振興に関する事業を行うことにより，市民の文化意識の向上及び健康の増進を図るとともに，地域社会の発展と豊かな市民生活の形成に寄与すること。

5 事業

- (1) 芸術・文化，生涯学習及びスポーツに関する各種事業
- (2) 芸術・文化，生涯学習及びスポーツに関する調査及び研究
- (3) 芸術・文化，生涯学習及びスポーツに関する資料の収集及び情報の提供
- (4) 伊丹市の芸術・文化施設，生涯学習施設及びスポーツ施設の管理
- (5) 伊丹市の芸術・文化事業，生涯学習事業及びスポーツ事業の受託
- (6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業